

○自主防災組織育成費補助金対象品目一覧

窓口用

補助金交付要綱記載品目一覧

別紙1

	防災備蓄倉庫	備蓄資器材	防災資器材	
要綱品目	防災備蓄倉庫 (アルミ製品、二次製品等耐火性のもの)※1、2、3	発電機	強カライト※14	
		投光器※4	メガホン※15	
		コードリール	つるはし	
		救急セット※5	梯子	
		真空パック毛布	ロープ※16	
		水運搬袋※6	パール	
		カマドセット※7	運搬車※17	
		トランジスタメガホン※8	浄水機	
		万能斧	消火器※18	
		担架※9	その他の防災資器材※19	
		ヘルメット※10		
		腕章※11		
		誘導旗※12		
		鳶口		
スコップ※13				
備考	※1. 名入れを必ず入れる。 (名入れ基準(参考)) 〇〇三丁目自治会 防災備蓄倉庫	※4. 三脚含む。但し、バルーン投光器は対象外とする。	※14. 懐中電灯等、携帯用ライトはこれに含む。(電池は補助対象外)	
	※2. 10㎡を超える倉庫は事前協議が必要になるため担当課と協議してから申請すること。	※5. 整備後の期限切れによる買い替えも補助対象とする。	※15. 電池式でない、プラスチック製のもの。	※20. 免許不要のもの。
	※3. 基礎、室内の電気(蛍光灯、コンセント等)、換気扇、名入れ、塗装、収納棚、鍵、運搬費、各種工事費等、倉庫の設置に伴う適切な費用については補助対象とする。但し、倉庫の設置面積を大きく超える土地の整備費や電気を配線するための引込柱等の設置費は補助対象外とする。既に設置済みの倉庫を他の場所に移設する場合の費用や修繕費等も補助対象外とする。	※6. 同類の給水袋も含む。但し、飲料水タンク(ポリタンク)はその他の防災資器材とする。	※16. 収納用ボビン巻き含む。	※21. セットに含まれる用具の類は単品の購入でも補助対象とする。セットは、中身の単品ごとに備蓄資器材、防災資器材を判断する。救助・救出用具(例)・・・ハンマー、番線カッター、ノコギリ、ジャッキ、ナタ、カナテコ、カッターナイフ、ドライバー、モンキーレンチ等、救助・救出活動の際に活用できるもの。
		※7. 鍋や釜、蓋、炉等をセットとする。原則、薪・ガス・灯油等の燃料は補助対象外。但し、分離できない場合はセットとする。	※17. リヤカー、一輪車、台車等物資を運搬できるもの。	※22、23-1～3. 名入れを必ず入れる。名入れの基準については下記の通り。 <名入れ基準> ①「〇〇自治会防災部」等、自主防災組織名を入れる。 ②「〇〇自治会」等、組織名に「防災」という文字が入っていない場合は、極力「防災」という文字も入れる。 ③「防犯」という文字は原則入れてはならない。当補助事業は防犯活動に対する補助事業ではないため。但し、「〇〇自治会防災・防犯部」等、自主防災組織名に「防犯」が入っている場合はその限りでない。
		※8. 電池式のもの。(電池は補助対象外。但し、セットとして含まれており、分離できない場合は補助対象とする。)	※18. 収納箱も含む	※24-1～2. 保存期限3年以上のもの。
		※9. ストレッチャーはその他の防災資器材に含む。	※19. 別紙2参照。	※25. 備蓄資器材に含まれるカマドセット以外のもので、炊出しに必要な調理用具等。
		※10～12. 名入れを必ず入れる。詳細は別紙2の備考※22、23-1～3を参照。		この他注意点 ※ガソリン、ガスボンベ、電池、固形燃料等の各種燃料は補助対象外とする。但し、燃料がセットとして含まれており、分離できない場合は補助対象とする。
		※13. シャベル含む。		

その他の防災資器材(※19)一覧

	防災資器材				主な活動対象	
その他の防災資器材(※19)	携帯ラジオ	トランシーバー※20			情報収集伝達活動	
	バケツ				消火活動	
	救命ボート	救命胴衣	土のう袋	掛矢	水防活動	
	雨具	排水ポンプ	ブルーシート(防水シート)	長靴		
	救助・救出用具セット※21	チェーンソー	エンジンカッター	脚立	救出活動	
	防塵メガネ	防塵マスク	ウインチ(チルホール)	ヘッドライト		
	作業用手袋				救護活動	
	テント※22	組立式トイレセット	簡易トイレセット	リヤカー		
	車椅子	ストレッチャー	おんぶ帯	三角巾		
	ブランケット(アルミブランケット)	シーツ	災害用ウェットティッシュ(タオル)		避難誘導活動	
	誘導灯(棒)	防災ベスト※23-1	反射タスキ※23-2	帽子※23-3		
	ランタン	ガソリン携行缶			給水炊出活動	
	非常用食料※24-1	保存水※24-2	飲料水タンク(ポリタンク)	食品加熱パック		
	炊出し用調理用具※25	炊出し用食器セット	カセットコンロ			
	備考	※20. 免許不要のもの。				
		※21. セットに含まれる用具の類は単品の購入でも補助対象とする。セットは、中身の単品ごとに備蓄資器材、防災資器材を判断する。救助・救出用具(例)・・・ハンマー、番線カッター、ノコギリ、ジャッキ、ナタ、カナテコ、カッターナイフ、ドライバー、モンキーレンチ等、救助・救出活動の際に活用できるもの。				
		※22、23-1～3. 名入れを必ず入れる。名入れの基準については下記の通り。 <名入れ基準> ①「〇〇自治会防災部」等、自主防災組織名を入れる。 ②「〇〇自治会」等、組織名に「防災」という文字が入っていない場合は、極力「防災」という文字も入れる。 ③「防犯」という文字は原則入れてはならない。当補助事業は防犯活動に対する補助事業ではないため。但し、「〇〇自治会防災・防犯部」等、自主防災組織名に「防犯」が入っている場合はその限りでない。				
		※24-1～2. 保存期限3年以上のもの。				
※25. 備蓄資器材に含まれるカマドセット以外のもので、炊出しに必要な調理用具等。						
この他注意点 ※ガソリン、ガスボンベ、電池、固形燃料等の各種燃料は補助対象外とする。但し、燃料がセットとして含まれており、分離できない場合は補助対象とする。						